

ふじのくに家庭教育支援推進企業教育長表彰実施要項

1 趣旨

働く親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭における教育を奨励するとともに、親としての学びの機会を設ける等家庭教育支援を積極的に進める事業者に対し、その取組が継続して実施され、他の事業者の模範となるよう静岡県教育委員会教育長が表彰する。

2 表彰の手続き

(1) 表彰者

静岡県教育委員会教育長

(2) 表彰を受ける事業者の推薦

ア 推薦者

静岡県教育委員会社会教育課長

イ 推薦基準

「ふじのくに家庭教育応援企業宣言」を行い、職場内で「家庭の日」を設定し、家族のふれあいを深めるための取組を行っていることに加え、次のいずれかの取組を積極的に実践していること。

(ア) 従業員に対する企業内家庭教育講座の実施や、家庭教育に関する講話・研修会に参加する機会を設けるなどの取組を行っている。

(イ) 従業員に対して学校・家庭・地域行事等への参加を奨励するなど、家庭を大切に作る雰囲気づくりのための取組を行っている。

(ウ) 従業員や地域の子供たちを対象とした職場見学や職場体験を実施するなど、働くことの意義について考えたり、話し合う機会をつくるための取組を行っている。

(エ) その他家庭教育支援の取組を行っている。

ウ 事業者の推薦

静岡県教育委員会社会教育課長は、推薦しようとする事業者について、別紙様式により「ふじのくに家庭教育支援推進企業教育長表彰推薦書」を作成し、静岡県教育委員会教育長に推薦する。

3 表彰を受ける事業者の決定

表彰を受ける事業者は、上記2(2)により推薦された事業者の中から、毎年5団体程度で静岡県教育委員会教育長が決定する。

4 表彰状

表彰状の様式は別記様式のとおりとする。

附則

- 1 この要項は、平成 28 年 2 月 8 日から施行する。
- 2 この改正は、令和元年 11 月 13 日から施行し、令和元年度表彰より適用する。
- 3 この改正は、令和 2 年 11 月 26 日から施行し、令和 2 年度表彰より適用する。
- 4 この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行し、令和 3 年度表彰より適用する。